



2025年12月22日

各 位

会 社 名 富士石油株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山本 重人  
(コード: 5017、東証プライム市場)  
問合せ先 経理部長 祖父江 高明  
TEL : 03 - 6277 - 2906  
URL : <https://www.foc.co.jp/>

### 株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年11月10日付「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年11月10日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から、2026年1月19日まで整理銘柄に指定された後、2026年1月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年11月10日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

###### （1）併合する株式の種類

普通株式

###### （2）併合比率

当社株式について、5,811,390株を1株に併合いたします。

###### （3）減少する株式数

77,395,189株

###### （4）効力発生前における発行済株式総数

77,395,202株

（注）当社は、2025年11月10日開催の当社取締役会において、2026年1月21日付で当社の自己株式788,475株（2025年10月31日時点では当社が直接所有する自己株式の全部に相当します。）を消却

することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数

13 株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

34 株

(7) 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金額の額

①会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、出光興産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及びサウジアラビア王国政府（以下「本不応募合意株主」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び本不応募合意株主のみとすることを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が 2026 年 1 月 20 日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者（出光興産株式会社）に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 1 月 21 日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に公開買付者が実施した 2025 年 9 月 12 日から 2025 年 10 月 28 日までの 30 営業日を公開買付けにおける買付け等の期間とする当社株式に対する公開買付けにおける当社株式 1 株当たりの買付け等の価格と同額である 480 円を乗じた金額に相当する金額が、各株主の皆様に交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

②売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

公開買付者（出光興産株式会社）

③売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、当座預金により賄うことを見込んでいるとのことです。当社は、本取引の実行手続において、公開買付者が 2025 年 9 月 12 日に提出した公開買付届出書及びそれに添付された預金残高証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、同日以降、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって当社は、公開買付者による 1 株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却

に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

#### ④売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年2月上旬を目途に、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年3月上旬を目途に当該当社株式を公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様に対して交付するために必要な準備を行った上で、2026年4月下旬を目途に当該売却代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

## 2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は2025年11月10日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年1月22日に効力が発生する予定です。

- (1) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は34株に減少することとなります。この点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は13株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第7条（基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

## 3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2025年12月22日（月）
整理銘柄指定日	2025年12月22日（月）

最終売買日	2026年1月19日(月)(予定)
上場廃止日	2026年1月20日(火)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年1月22日(木)(予定)

以上